

プロジェクト 税効果会計

第 36 回専門委員会で聞かれた意見

項目 (監査保証実務指針第 63 号に関する移管に関する検討について聞かれた意見)

本資料の目的

1. 本資料は、第 36 回税効果会計専門委員会（2016 年 6 月 28 日開催）（以下「専門委員会」という。）で議論された以下のうち(2)について聞かれた主な意見をまとめたものである。
 - (1) 早急に対応すべき論点（開示以外）等の検討
 - (2) 監査・保証実務委員会実務指針第 63 号「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」（以下「監査保証実務指針第 63 号」という。）の移管に関する検討

監査保証実務指針第 63 号に関する移管に関する検討について聞かれた意見

2. 事務局より、監査保証実務指針第 63 号に関する移管にあたって、適用対象とする税金の範囲を、我が国における法人税、地方法人税、住民税及び事業税とすることを提案したところ、以下の意見が聞かれた。

事務局の提案に賛成する意見

- (1) この基準において重要な論点である追徴の取扱いに早期に対応するため、対象範囲を我が国において納税するものに絞ることに賛成する。
3. 事務局より、過年度遡及会計基準第 55 項との関係に関して、監査保証実務指針第 63 号を踏襲せずに誤謬の取扱いは明記しないこととし、また、税務調査の指摘による追徴又は還付が過去の誤謬ではないときに、会計上の見積りの変更該当する旨を明記しないことを提案した。事務局提案に対して、以下の意見が聞かれた。

補足的な説明を追加すべきとする意見

- (1) 監査保証実務指針第 63 号においては、「これらが過去の誤謬に起因するものでない場合には」、損益計算書上、法人税、住民税及び事業税等の科目をもって記載するとされているため、この記載を残した上で、例えば単純な計算誤りを想定している等補足的な説明を記載した方が良いと考える。
4. 事務局より、過年度の納税申告書に基づく納税額について、仮払処理の余地を残す観点から「原則として」と記載することを提案した。事務局提案に対して、以下の意見が聞かれた。

仮払処理の余地を残す必要はないとする意見

- (1) 事務局案では、追徴により納付する場合及び還付される場合のいずれにおいても閾値を設けているので、この建付けによるのであれば、「原則として」という記載によって、一旦納付した金額を仮払金として計上する余地を残す必要は必ずしもないと考える。

なお、この点について、結論の背景において説明を補足することも考えられるのではないかと考える。

結論の背景に補足的な説明をすべきとする意見

- (2) 例えば更正等による追徴において、「原則として、当該追徴税額を損益として計上する」とする場合、「原則として」と記載する理由について、結論の背景において説明を補足する必要があると考える。

5. 事務局より、還付税額に関する閾値についての取扱いについて説明したところ、以下の意見が聞かれた。

事務局の提案の文言を修正すべきとする意見

- (1) 監査保証実務指針第63号では、「還付されることが確定しているもの及び還付額を合理的に見積もることが可能な還付税額のうち、未収額については「未収還付法人税等」として表示する」とされている。事務局提案では、還付税額の閾値について、「還付されることが確実に見込まれ、かつ、合理的に見積ることができる場合」としているが、合理的に見積ることができる場合だけでよいのではないかと考える。
- (2) 還付税額を損益に計上できる場合として、「還付されることが確実に見込まれ」とあるが、企業が不服申立てをする場合には、専門家の意見を聞くことが多いので、この記載がなくても支障はないと考える。

その他の意見

- (3) 追徴税額に関して、課税を不服としてその撤回を求め法的手段を取っている場合に、企業が「還付されることが確実に見込まれる」と主張したとしても、監査上、確実に見込まれると判断できる場合というのは、ほとんどないのではないかと考える。

以上